

雇児発 0401 第 29 号
平成 28 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について」の一部改正について

標記については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について」（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 14 号本職通知。以下「本職通知」という。）により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、この旨周知されるようお願いする。

(別紙)

新	旧
雇 児 発 0930 第 14 号 平成 26 年 9 月 30 日 一部改正 雇 児 発 0401 第 29 号 平成 28 年 4 月 1 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）により母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）が改正され、「母子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」と改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の人材の確保及び資質の向上を図るよう努力義務が規定されたことに伴い、母子・父子自立支援員の設置について、次のとおり設置要綱を定めたので、通知する。なお、この通知は、平成 26 年 10 月 1 日より適用し、平成 15 年 6 月 18 日雇児発第 0618001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について」は廃止する。 都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。	雇 児 発 0618001 号 平成 15 年 6 月 18 日 一部改正 雇 児 発 0930 第 14 号 平成 26 年 9 月 30 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）により母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）が改正され、「母子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」と改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の人材の確保及び資質の向上を図るよう努力義務が規定されたことに伴い、母子・父子自立支援員の設置について、次のとおり設置要綱を定めたので、通知する。なお、この通知は、平成 26 年 10 月 1 日より適用し、平成 15 年 6 月 18 日雇児発第 0618001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について」は廃止する。 都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

新	旧
(別紙) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱 第1 設置趣旨 (略) 第2 職務の範囲等 (略) 第3 相談の種類 母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。 (1) (略) (2) (略) (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援 ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困窮に関する相談支援等 イ <u>福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携・調整</u> 第4 職務の分担 (略) 第5 関係機関との連携 母子・父子自立支援員は、その職務を行うにあたって、<u>福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係部局、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員、学校関係者、</u>	(別紙) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱 第1 設置趣旨 (略) 第2 職務の範囲等 (略) 第3 相談の種類 母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。 (1) (略) (2) (略) (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援 ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困窮に関する相談支援等 イ <u>福祉、保健、医療等の関係機関との連携・調整</u> 第4 職務の分担 (略) 第5 関係機関との連携 母子・父子自立支援員は、その職務を行うにあたって、<u>関係部局、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、NPO等</u>の協力を得るとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援が総合的に提供できるよう関係諸機関と常に密接な

婦人保護施設、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、NPO等の協力を
得るとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援が総合的に提供できるよ
う関係諸機関と常に密接な連携を図るものとする。

第6 その他
(略)

連携を図るものとする。

第6 その他
(略)

雇 児 発 0930 第 14 号
平 成 26 年 9 月 30 日
一部改正 雇 児 発 0401 第 29 号
平 成 28 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）により母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）が改正され、「母子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」と改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の人材の確保及び資質の向上を図るよう努力義務が規定されたことに伴い、母子・父子自立支援員の設置について、次のとおり設置要綱を定めたので、通知する。なお、この通知は、平成 26 年 10 月 1 日より適用し、平成 15 年 6 月 18 日雇児発第 0618001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について」は廃止する。

都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱

第1 設置趣旨

母子・父子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」(以下「母子家庭」という。)及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」(以下「父子家庭」という。)並びに寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援(以下「相談指導等」という。)を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

第2 職務の範囲等

- 1 母子・父子自立支援員は、原則として社会福祉法第15条第1項各号に掲げる所員以外の職員として、福祉事務所に置かれ、又は駐在する職員とし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第9条の規定により福祉事務所が行う同条第2号の業務のうち、専門的知識を必要とする事項の相談指導等に協力するものとする。
- 2 母子・父子自立支援員の担当区域は、原則として福祉事務所の管轄区域とする。
- 3 非常勤の母子・父子自立支援員は特別職とする。

第3 相談の種類

母子・父子自立支援員の取り扱う相談指導等の種類は、次の事項とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
 - ア 家庭紛争、結婚その他の諸問題に関する相談支援
 - イ 住宅、子育て、就業など生活基盤上の諸問題に関する相談支援
 - ウ 離婚直後など、地域で安定した生活を営むための精神的支援
 - エ 親子関係、児童の養育に関する諸問題に関する相談支援
 - オ 環境的な原因又は親子の性格に起因するもの等精神的、身体的な問題を抱える者への相談支援
 - カ 自助グループの養成や集団指導
- (2) 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
 - ア 職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供
 - イ 各種制度についての情報提供、就職活動に関する助言・指導
 - ウ 子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導
- (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援
 - ア 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困窮に関する相談支援等
 - イ 福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携・調整

第4 職務の分担

母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金については、ひとり親家庭等の総合的自立支援策の一つとして捉え、母子・父子自立支援員が、経済的支援策として貸付けに関する相談・指導にあたるものとする。ただし、市（指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置する町村の委嘱する母子・父子自立支援員は、母子家庭の母子及び父子家庭の父子並びに寡婦に対しこの資金の貸付けに関する情報を提供するものとする。

第5 関係機関との連携

母子・父子自立支援員は、その職務を行うにあたって、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係部局、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員・児童委員、学校関係者、婦人保護施設、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、NPO等の協力を得るとともに、ひとり親家庭等の自立に向けた支援が総合的に提供できるよう関係諸機関と常に密接な連携を図るものとする。

第6 その他

母子・父子自立支援員は、相談カード、職務日誌等を備えておくとともに、常日頃からひとり親家庭等の自立を支援するために必要な関連施策等の情報を収集し、知識の習得を図るなど自己研鑽に努めるものとする。また、母子・父子自立支援員を委嘱する都道府県、市及び福祉事務所設置町村は、研修会の開催その他の措置を講ずることにより、その人材の確保及び資質の向上に努めるものとする。